

千葉市の提案について

令和3年12月20日

厚生労働省子ども家庭局保育課

千葉市の提案に対する考え方について

千葉市の提案の概要

合同保育・保育士との連携に加え、「保育業務の質を担保するための研修の受講を促す」ことを追加要件として、乳児4人以上の要件を撤廃して欲しい。

- 千葉市における「合同保育」とは、ひとつの保育室等で複数の担任体制により、0・1歳児に対して柔軟な保育提供を行うことであり、それぞれの特性を活かした保育の質向上が図られている。
- 保育業務へのフォローアップについては、
・看護師研修(年6～7回)・保育所内会議(月1回)・保育士とのミーティング(毎日)
に加え、子育て支援員研修の該当科目を受講勧奨
- (アンケート実施結果から)
29園のうち「看護師の専門性を活かせる」割合は100%、「看護師と組んでデメリットを感じる」割合は0%と、0・1歳児の合同保育かつ、看護師等を保育士とみなしても特段の支障は生じておらず、メリットも高い。

現行の規制についての基本的な考え方

※前回のWGで示したものと同様

- 保育は、教育と養護を一体的に行うものであり、これに対応する専門性を備えた保育士により実施されることが適当である。現行の設備運営基準における看護師等のみなし規定についても、0歳児の保育が保育士不在の状況で行われることを防止するために、0歳児の利用が4人以上である場合に限定している。

新たな千葉市の提案に対する厚生労働省の見解

- 現行の設備運営基準において、看護師、准看護師、保健師（以下「看護師等」という。）を保育士としてみなすことができるのを乳児4人以上に限定しているのは、0歳児の保育が、おおむね3人に対して保育士1人の配置を求めているところ、**保育士が1人も配置されないで乳児保育が行われることを防止する趣旨**である。
- 千葉市の今回の提案にあるように、0・1歳児を合同で保育して物理的に0歳児に保育士が関わることをできる状況を作ることに加え、看護師等が乳児保育について一定の知識経験を有していることや看護師等と保育士が連携を取って保育に当たることを条件とすることで、**単に物理的に同じ部屋に保育士が存在するというだけでなく、実質的に0歳児に対する保育の質を一定程度担保することが可能**と考えられる。
- このことから、
 - ①**保育士・看護師等の相互のフォローアップ体制を確保しつつ同一の場所で合同で保育に当たること（※1）、**
 - ②**看護師等が、一定の基準を満たす乳児保育に係る研修を受講するなど（※2）、乳児保育に関する知識経験を有する者であること****の2つの要件をいずれも満たす場合に限り、乳児の人数にかかわらず看護師等を1名に限り保育士とみなすことができる**とする方向で検討する。
 - ※1 具体的な条件や法令上の規定などについては、今後、検討を進める。
 - ※2 千葉市の提案のように、**単に看護師等に研修受講を勧奨するのみでは不足**、少なくとも、乳児保育に従事したことのない看護師等については、例えば、子育て支援員研修等のうちの関係科目の受講は必須とすべき。具体的な条件については、今後、検討を進める。